

運転免許返納・運転経歴証明書等代理申請手続申込書							
年 月 日							
秋田県公安委員会 殿							
フリガナ		生年 月 日	昭和 平成 年 月 日				
申 請 者 氏 名		電話 番 号					
フリガナ		生年 月 日	昭和 平成 年 月 日				
代 理 人 氏 名		電話 番 号					
代 理 人 住 所							
申 請 者 と の 関 係	☐ 親族（続柄 ） ☐ 福祉関係者 ☐ 後見人 ☐ その他（ ）						
委 任 状							
委任する申請に レ点を付けてく ださい	☐ 運転免許取消申請（運転免許証等の自主返納） ☐ 運転経歴証明書交付等申請（運転免許証等に代わる身分証の申請）						
注 意 事 項	1 免許証等を返納すると、自動車等の運転はできなくなります。 2 運転免許証等を再取得する場合、学科、技能試験は免除されません。						
私は、注意事項を理解した上で、上記の代理人に本件申請を委任します。							
年 月 日							
申請者署名							
(署名が自署でない場合) 代筆者署名							
<table><tr><td>担当者 記載欄</td><td>申請者意思確認 ☐電話 ☐面接</td><td>確認日時 月 日 , 時 分</td><td>確認者 氏 名</td></tr></table>				担当者 記載欄	申請者意思確認 ☐ 電話 ☐ 面接	確認日時 月 日 , 時 分	確認者 氏 名
担当者 記載欄	申請者意思確認 ☐ 電話 ☐ 面接	確認日時 月 日 , 時 分	確認者 氏 名				
申 立 書 (※返納の場合に記入)							
私は、上記の申請者から運転免許証等返納の代理申請手続を委任されましたが、 申請者は自らの意思で運転免許証等の返納を決めたことに間違いありません。							
年 月 日							
代理人署名 (自署)							
(注意事項)							
- 申請者の署名が代筆の場合、電話又は面接により返納者の意思確認をさせていただきます。 - 申請時に、申請者の運転免許証等を提出してください。（免許証等を所持している場合） - 代理人は、身分を確認できる書面等を持参してください。（免許証等、マイナンバーカード等） - この申込書を偽造し、又は虚偽の内容を記載して手続を行うと、処罰される場合があります。							

※記載例

様式17-4

センター・

署・交番（担当者：

）

運転免許返納・運転経歴証明書等代理申請手続申込書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

フリガナ	あきた いちろう	生年月日	昭和 平成 11年 1月 1日
申請者氏名	秋田 一郎	電話番号	018-123-4567
フリガナ	あきた はなこ	生年月日	昭和 平成 45年 6月 7日
代理人氏名	秋田 花子	電話番号	090-1234-5678
代理人住所	秋田市新屋寿町5-1		
申請者との関係	☒ 親族（続柄 娘 ） ☐ 福祉関係者 ☐ 後見人 ☐ その他（ ）		

委任状

委任する申請に レ点を付けてく ださい	☒ 運転免許取消申請（運転免許証等の自主返納） ☒ 運転経歴証明書交付等申請（運転免許証等に代わる身分証の申請）
---------------------------	---

- 注意事項
- 1 免許証等を返納すると、自動車等の運転はできなくなります。
 - 2 運転免許証等を再取得する場合、学科、技能試験は免除されません。

私は、注意事項を理解した上で、上記の代理人に本件申請を委任します。

返納する方が
手書きで記入してください。

（署名が自署でない場合）

令和 7 年 3 月 24 日
申請者署名 秋田 一郎

代筆者署名

担当者 記載欄	申請者意思確認 ☐ 電話 ☐ 面接	確認日時 月 日 , 時 分	確認者 氏 名
------------	--	-------------------	------------

申 立 書 （※返納の場合に記入）

私は、上記の申請者から運転免許証等返納の代理申請手続を委任されましたが、申請者は自らの意思で運転免許証等の返納を決めたことに間違いありません。

代理人の方が
手書きで記入してください。

令和 7 年 3 月 24 日
代理人署名
（自署） 秋田 花子

（注意事項）

- ・ 申請者の署名が代筆の場合、電話又は面接により返納者の意思確認をさせていただきます。
- ・ 申請時に、申請者の運転免許証等を提出してください。（免許証等を所持している場合）
- ・ 代理人は、身分を確認できる書面等を持参してください。（免許証等、マイナンバーカード等）
- ・ この申込書を偽造し、又は虚偽の内容を記載して手続を行うと、処罰される場合があります。